

閲覧規則仕様書

成田市立図書館

利用区分別貸出規則

利用者区分 第8次システムでは、利用者第2次区分を設定し、利用者区分に関わらず、利用者第2次区分が市職員、議員の区分の際は、OPACでの予約受取館で第8次図書館システムから設置予定の行政資料室で受け取ることができるようにする。

市民・在勤・在学

貸出期間は2週間以内。

図書・雑誌（最新号以外）は10点以内、CD・カセットテープは2点以内、DVD・ビデオはいずれか1点。

予約サービスを利用できる。

返却期限過ぎ資料があるとき、予約できない。

延長は、返却期限日の7日前から延長可能の最大日数（現在は返却期限日過ぎ2週間）までの間に1度できる。

視聴覚資料（CD・カセット・DVD・ビデオ）、次に予約がある資料は、延長できない。

返却期限日が来るまでは延長した日から2週間延長となり、返却期限日を過ぎてからは、返却期限日から2週間にあたる日まで延長できる（最長4週間）。

市外

貸出期間は2週間以内。

図書・雑誌（最新号以外）は合わせて3点以内。

予約サービスは利用できない。

延長は、返却期限日の7日前から延長可能の最大日数（現在は返却期限日過ぎ2週間）までの間に1度できる。

次に予約がある資料は延長できない。

返却期限日が来るまでは延長した日から2週間延長となり、返却期限日を過ぎてからは、返却期限日から2週間にあたる日まで延長できる（最長4週間）。

障がい者

貸出期間は1ヶ月間以内。

図書（録音図書）・雑誌は20点、視聴覚資料（CD・カセット・DVD・ビデオ）6点以内。

延長は、返却期限日の7日前から最大日数（現在は返却期限日過ぎ1ヶ月）までの間に1度できる。

視聴覚資料（CD・カセット・DVD・ビデオ）、次に予約がある資料は、延長できない。

返却期限日が来るまでは延長した日から1ヶ月延長となり、返却期限日を過ぎてからは、返却期限日から1ヶ月にあたる日まで延長できる（最長2ヶ月間）。

団体

貸出期間は2ヶ月間以内。

図書・雑誌300点、CD・カセット5点以内。

館外サービス所蔵の資料は、貸出期間2ヶ月、延長可能。

本館の資料は、貸出期間4週間、延長不可とする。

予約は図書・雑誌10点、CD・カセット5点以内。

延長は、返却期限日の7日前から最大日数（現在は返却期限日過ぎ1ヶ月）までの間に1度できる。

次に予約がある資料は延長できない。

返却期限日が来るまでは延長した日から1ヶ月延長となり、返却期限日を過ぎてからは、返却期限日から1ヶ月にあたる日まで延長できる（最長3ヶ月間）。

学校

貸出期間は2ヶ月間以内。

図書・雑誌300点、CD・カセット5点以内。

館外サービス所蔵の資料は、貸出期間2ヶ月、延長可能。

本館の資料は、貸出期間4週間、延長不可とする。

予約は図書・雑誌10点、CD・カセット5点以内。

延長は、返却期限日の7日前から最大日数（現在は返却期限日過ぎ1ヶ月）までの間に1度できる。

次に予約がある資料は延長できない。

返却期限日が来るまでは延長した日から1ヶ月延長となり、返却期限日を過ぎてからは、返却期限日から1ヶ月にあたる日まで延長できる（最長3ヶ月間）。

相互貸借（県内・県外）

貸出期間は4週間以内。

図書・雑誌300点、CD・カセット300点以内。

予約は図書・雑誌300点以内。

返却期限日過ぎ資料があるときでも、予約入力できる。

延長は、返却期限日の7日前から最大日数（現在は返却期限日過ぎ2週間）までの間に1度できる。
次に予約がある資料は延長できない。
返却期限日が来るまでは延長した日から2週間延長となり、返却期限日を過ぎてからは、返却期限日から2週間にあたる日まで延長できる（最長6週間）。

相互貸借（障がい者）

貸出期間は1ヶ月以内。
図書（録音図書）・雑誌300点以内。
予約は図書・雑誌300点以内。
延長は、返却期限日の7日前から最大日数（現在は返却期限日過ぎ1ヶ月）までの間に1度できる。
次に予約がある資料は延長できない。
返却期限日が来るまでは延長した日から1ヶ月延長となり、返却期限日を過ぎてからは、返却期限日から1ヶ月にあたる日まで延長できる（最長2ヶ月間）。

国会 *借受で利用

貸出期間は4週間以内。
図書・雑誌300点以内。
延長は、返却期限日の7日前から最大日数（現在は返却期限日過ぎ2週間）までの間に1度できる。
次に予約がある資料は延長できない。
返却期限日が来るまでは延長した日から2週間延長となり、返却期限日を過ぎてからは、返却期限日から2週間にあたる日まで延長できる（最長6週間）。

業務

貸出期間は2週間以内。
貸出点数は無制限。
予約可能件数は無制限。
延長は、返却期限日の7日前から最大日数（現在は返却期限日過ぎ2週間）までの間に1度できる。
次に予約がある資料は延長できない。
返却期限日が来るまでは延長した日から2週間延長となり、返却期限日を過ぎてからは、返却期限日から2週間にあたる日まで延長できる（最長4週間）。

(基本パターン)

利用区分		市民	在勤	在学	市外	障がい者	団体	学校	県内相協	県外相協	障相協	国会	業務
貸出点数	図書・雑誌	10	10	10	3	20	300	300	300	300	300	300	∞
	CD・カセット	2	2	2		6	5	5	300	300	300	300	∞
	トナリ、DVD	1	1	1									∞
貸出期間		2週間	2週間	2週間	2週間	1ヶ月	2ヶ月	2ヶ月	4週間	4週間	1ヶ月	4週間	2週間
貸出延長		2週間	2週間	2週間	2週間	1ヶ月	1ヶ月	1ヶ月	2週間	2週間	1ヶ月	2週間	2週間
延長回数		1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回
予約件数	図書・雑誌	10	10	10		20	10	10	300	300	300	300	∞
	CD・カセット	2	2	2		6	5	5					
	トナリ、DVD	1	1	1									
在架予約数		2	2	2					30	30	30		
予約取置期間		2週間	2週間	2週間									

利用者第2区分

注) 対象の利用区分は、個人利用登録の区分であり、市民、通勤、通学、障がい者に設定する可能性がある。

空欄 OPACで予約受取館に行政資料室が表示、選択できない。
市職員 OPACで予約受取館に行政資料室が表示、選択できる。
議員 OPACで予約受取館に行政資料室が表示、選択できる。

注意事項

期間、件数の変更を可能にする。
形態区分－大型絵本、大型紙芝居の貸出・予約は2点以内、図書のカウントに含む。延長は不可とする。
資料区分（備品）－紙芝居枠、大型絵本袋の貸出は3点以内。図書貸出数のカウントに入れない。
特別状況区分－課題図書の貸出・予約は1人1点まで、延長不可とする。
相互貸借資料－貸借期間を超えない範囲で貸出、延長を行う。
在架予約数－予約入力可能件数の内数で設定できる。
未所蔵予約数－予約入力可能件数の内数で設定できる。
業務からは、在架予約、未所蔵予約に制限はない（予約上限のメッセージが上がるが超えることが可能）。

移動図書館 (注：運用していないが、設定は実施する。)
移動図書館の返却期限日は、手動でも設定可能とする。
移動図書館貸出の延長は、延長可能日から延長できるが、期限は次回巡回日になること。

図書宅配便

予約資料の受取館として、宅配便を設定。貸出期間は19日間以内。
延長は、返却期限日の7日前から最大日数（現在は返却期限日過ぎ2週間）までの間に1度できる。
視聴覚資料（CD・カセット・DVD・ビデオ）、次に予約がある資料は、延長できない。
返却期限日が来るまでは延長した日から2週間延長となり、返却期限日を過ぎてからは、返却期限日から2週間にあたる日まで延長できる（最長33日間）。

予約関連

予約の取置期限日は返却期限日と同じ日を初期設定とするが、手動変更も可能にすること。
長期休館設定があれば、初期設定より優先される。
在架予約については別紙仕様書（ソフトウェア）参照のこと。

休館日対応

返却期限日は、貸出館の規則とカレンダーを参照して設定する。
貸出・延長後の返却期限日が初期設定で休館日にあたる場合は、翌開館日にする。
長期休館設定がある場合は、長期休館設定が優先される。

長期休館設定：年末年始・蔵書点検等で長期休館するとき使用する。

期間指定（休館期間指定のときもありうる）と、利用区分別の長期貸出日数、貸出可能件数を設定する。
その間の（休館日指定のときは通常貸出期限が休館日に当たるとき）貸出日、または、返却期限日あたり延長処理されるときは長期貸出日数になること。
ただし、長期貸出の期限日は、休館明けの最初の貸出の返却予定日より超えないこと。
その期間が過ぎても、延長については、長期貸出設定された最大日に当たる日まで延長できる。
単館、複数館、全館ごとにルール設定できること。
視聴覚資料（CD・カセット・DVD・ビデオ）、次に予約がある資料は、延長できない。

長期休館対応に関する仕様

対象利用区分

設定できること。
設定しない利用区分は、返却期限日が休館明けになること。

返却日としない日（期間設定）

休館日設定とは別にする。（本館開館、分館・図書室休館に対応するため）

延長期間（〇日）

延長後の返却期限日が初期設定で休館日にあたる場合は、翌開館日にする。
ただし、返却日としない日（期間）を超えた最初の貸出日の返却期限日を超えないこと（同日とする）。
返却日としない日を過ぎても、設定が残っている間は、その設定どおりに動くこと（返却期限日過ぎの延長に対応のため）。

反映される設定

予約取置期限日
貸出延長
返却期限日
相互協力借受資料の返却期限日
相互協力借受資料の貸出延長

その他

Myページのボタン、業務の延長処理は、延長の権利がある当日まで使用できること（2週間過ぎでもできるときがある。）。
閲覧規則設定は、3つから4つまで残せること。